

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた皆さんへ

### 国民健康保険税を減免します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯への支援策として、国民健康保険税が減免される場合があります。7月中旬に郵送する賦課決定通知書に案内を同封します。

※納期限が過ぎた保険税は減免の対象になりません。第1期から減免を希望する場合は、8月1日までに申請してください。

### ●減免対象世帯

○新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

○新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」）の減少が見込まれ、次の①～③のすべての要件に該当する世帯

※主たる生計維持者が、年金収入だけの人や、減少することが見込まれる事業収入などの前年の所得が0円以下の人は減免の対象となりません。

### ●要件

- 世帯の主たる生計維持者で、次の①～③すべてに当てはまる人
- ①事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額）が、前年（令和3年）の当該事業収入等の額の3割以上であること
  - ②前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
  - ③減少することが見込まれる事業収入等にかかる所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であること

### ●減免対象となる

#### 国民健康保険税の期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日までの期間に納期限が設定されているもの。

※今年度から減免要件が変更され、すでに納期限が過ぎた税額については減免できなくなりました。

※申請方法や必要書類は、市HPをご覧ください。

☎ 055(948)2905  
☎ 055(948)2905

### 傷病手当金支給を延長します

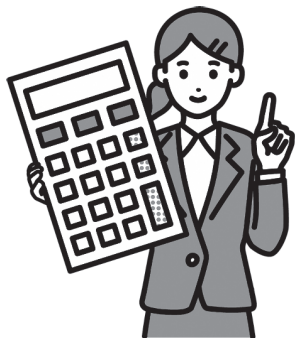
新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがあり、その療養のため勤務することができなくなった人に、傷病手当金を支給しています。支給対象となる適用期間を、9月30日（金）まで延長しました。

### ●対象者

会社などに勤めている人（被用者）であって、市国民健康保険被保険者または静岡県後期高齢者医療制度被保険者

※申請方法や必要書類については、お問い合わせください。

☎ 055(948)2905  
☎ 055(948)2905



### 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響により、困難に直面した人の生活・暮らしを支援するため、臨時特別給付金を支給します。

### ●給付額

1世帯当たり10万円

### ●支給対象

令和4年度住民税均等割が非課税の世帯（本給付金を未支給の世帯のみ）

### ●申請手続き

対象となる世帯には、6月1日時点でお住まいの市区町村から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。確認書の内容（支給要件、振込先など）を確認して、返信してください。

☎ 0558(79)3833  
☎ 0558(79)3833



## 子育て世帯の皆さんへ 生活支援特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、特別給付金を支給します。申請が必要な場合がありますので、ご確認ください。支給額は、児童1人当たり一律5万円です。



### 低所得のひとり親世帯

☎ 福祉子ども相談センター ☎ 0558-76-8008

支給対象者	申請	支給時期
4月分の児童扶養手当が支給される人	不要	支給済
公的年金等受給者で、4月分の児童扶養手当を支給されない人	必要 (令和5年2月28日まで)	随時
新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となった人		

### ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯

☎ 市民課 ☎ 055-948-2901

支給対象者		申請	支給時期
養育要件	所得要件		
児童手当（公務員を除く）・特別児童扶養手当が支給される人	令和4年度分の市町村民税均等割が非課税の人	不要 (対象者には通知します)	7月中旬に支給予定
	令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入になった人	必要 (令和5年2月28日まで)	随時
児童手当（公務員）が支給される人	令和4年度分の市町村民税均等割が非課税の人		
	令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入になった人		
高校生相当年齢（平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれ）の児童を養育している人	令和4年度分の市町村民税均等割が非課税の人	必要 (令和5年2月28日まで) ※非課税の人で、中学生以下の子も養育している場合は申請不要	随時
	令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入になった人		

※申請が必要と思われる人はご連絡ください。申請書類などをご案内します。

### 介護手当を支給します

市では、要介護者を在宅で介護している人に、介護手当を支給しています。対象者には、7月初旬に通知を発送します。

支給額／1回当たり3万円

（ただし、要介護4・5の認定を受けて、介護保険のサービスを利用していない場合は1回当たり6万円）

支給対象／基準日（7月1日）以前の6カ月以上、市民である要介護者と同居し、生計同一である介護者（生活保護受給者を除く）

要介護者とは／次の①②に該当する人

- ①基準日前6カ月以上継続して要介護3～5の認定を受けている人
- ②基準日前6カ月の間に、病院への入院、施設入所や短期入所の合計が44日以下で、特別障害者手当を受けていない人

申請場所／長寿介護課（大仁庁舎）  
申請期間／7月25日（月）まで（平日のみ）  
持ち物／申請書・振込先（介護者）の通帳

☎ 長寿介護課（高齢者福祉係）  
☎ 0558(76)8011